

項 目	高圧放電灯用安定器の「対象範囲」「型式の区分」「技術基準上の表示」について（高圧放電灯用安定器）
<p>1 内容</p> <p>本品は、キセノンランプ（分光光度計、液体クロマトグラフ、顕微鏡照明等用）及び水銀キセノンランプ（半導体露光装置、蛍光顕微鏡照明、血液分析計等用）を点灯させるための電源装置である。ただし、使用時は別売りのスタータと組合わせて使用する必要があるものである。</p> <p>定格値等</p> <p>電源装置部：入力・AC100～230V、50～60Hz、400VA 出力・始動時電圧DC130V、動作電圧DC12～18V（適用ランプにより異なる。） 適用ランプ：キセノンランプ及び水銀キセノンランプ</p> <p>スタータ部：始動時出力電圧 20～30kV</p>	
<p>2 回答</p> <p>(1) 「対象範囲」について</p> <p>一般的には、電源装置部とスタータ部は一体構造ですが、分離構造の場合は、次の取り扱いとなります。</p> <p>電源装置部：特定電気用品中、小形単相変圧器類の「水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器」として取り扱います。</p> <p>スタータ部：電気用品安全法上は、非対象として取り扱います。</p> <p>(2) 「型式の区分」について</p> <p>「適用放電管の消費電力」等の区分は、指定のスタータ部を接続した状態を前提に区分いたします。</p> <p>(3) 「技術基準上の表示」について</p> <p>「適用放電管の消費電力又は種別及び本数」は、上記（2）と同様の取り扱いとなります。</p> <p>なお、試験も上記（2）と同様の取り扱いで、最も厳しい条件で行うこととなりますので、御注意ください。</p>	